

平成30年度千葉県特別会計国民健康保険事業予算（案）の概要

改革後の国保財政の仕組み（イメージ）

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

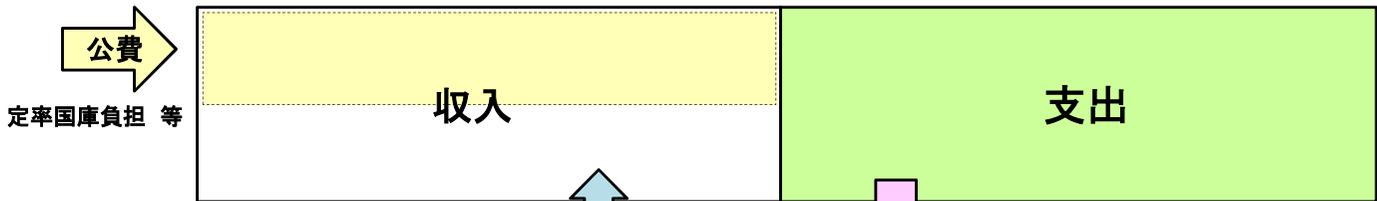
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

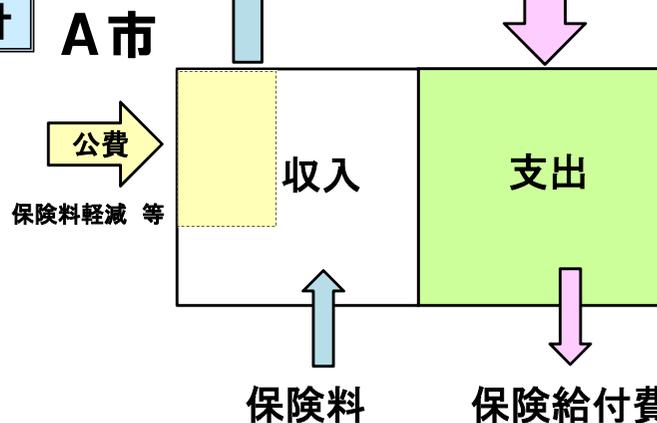
現行（～H29）

改革後（H30～）

都道府県の国保特別会計

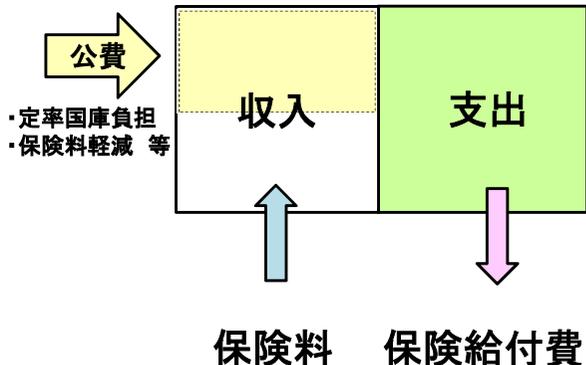


市町村の国保特別会計

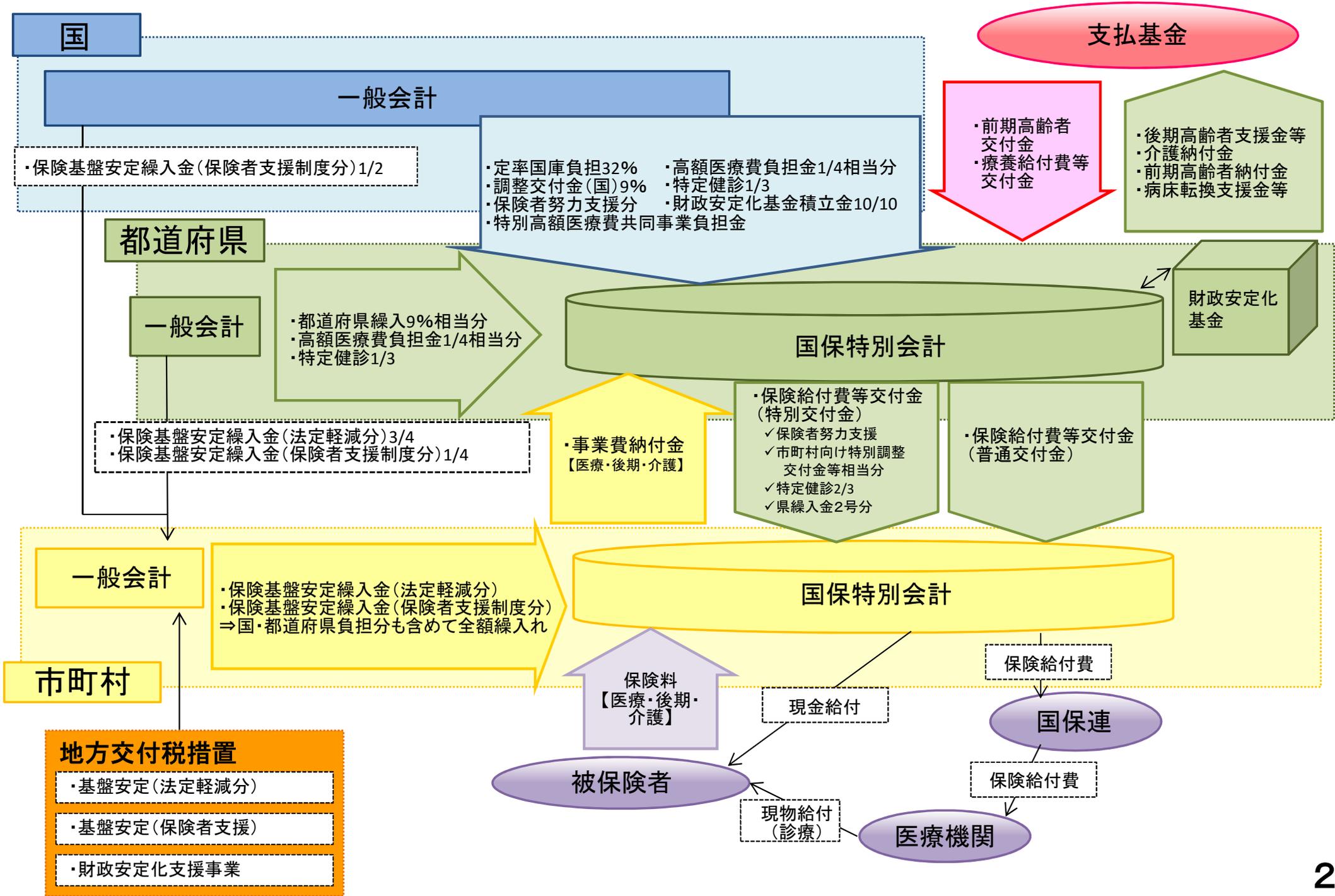


- ① 保険給付に必要な費用を全額、市町村へ交付
- ② 災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

市町村の国保特別会計



平成30年度以降の国保財政の基本的な枠組みについて



平成30年度以降の国保財政の姿(全国ベース)

(赤字は国保改革による変更点)

市町村への地方財政措置: 1,000億円

特別高額医療費共同事業

○ 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。

※ 平成30年度以降、数十億円程度増額

高額医療費負担金

○ 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担

保険者努力支援制度

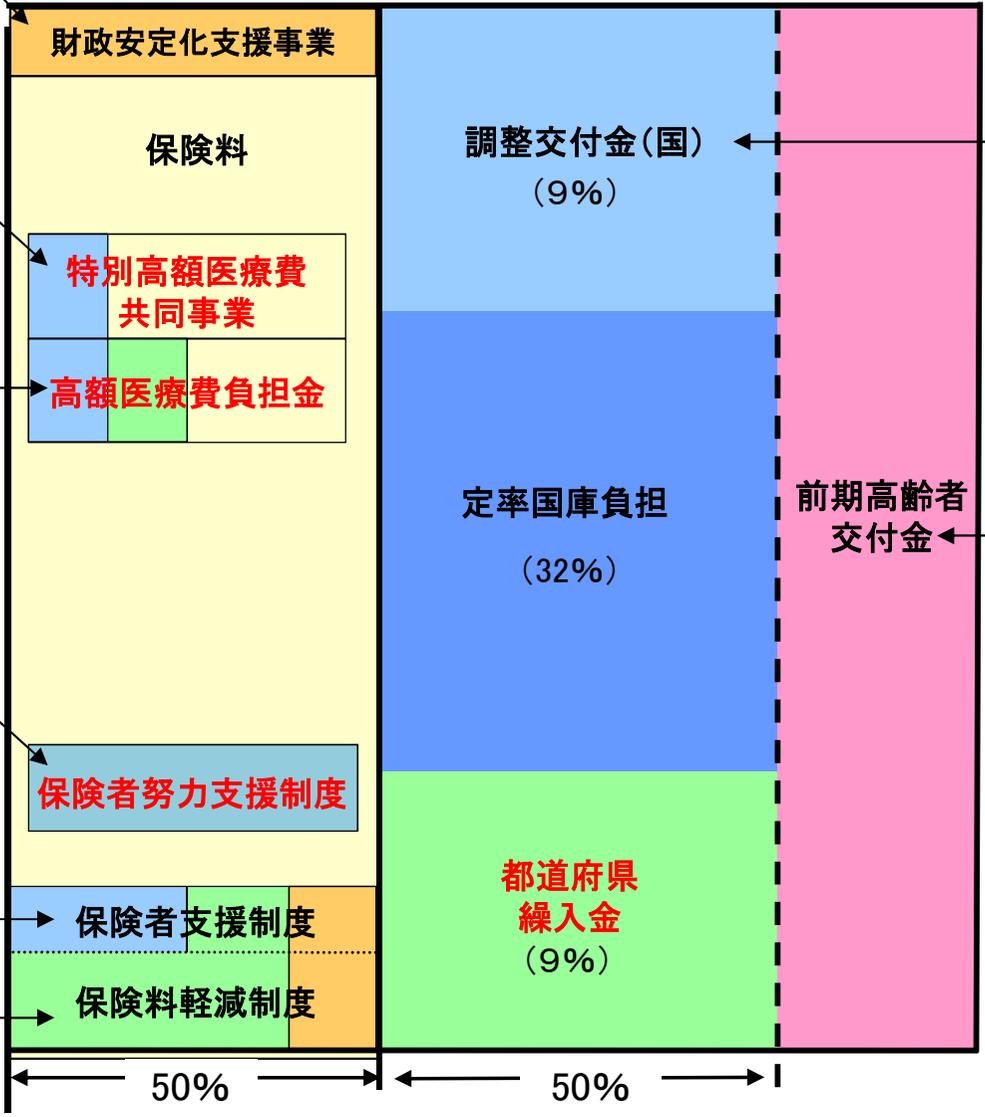
○ 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。事業規模: 800億円程度

保険者支援制度

○ 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険料軽減制度

○ 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
(都道府県 3/4、市町村 1/4)



調整交付金(国)

○ 普通調整交付金(7%)
都道府県間の財政力の不均衡等(医療費、所得水準)を調整するために交付。

○ 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。

※ 平成30年度以降、800億円程度について、実質的増額。

前期高齢者交付金

○ 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。(市町村単位→都道府県単位の交付に)

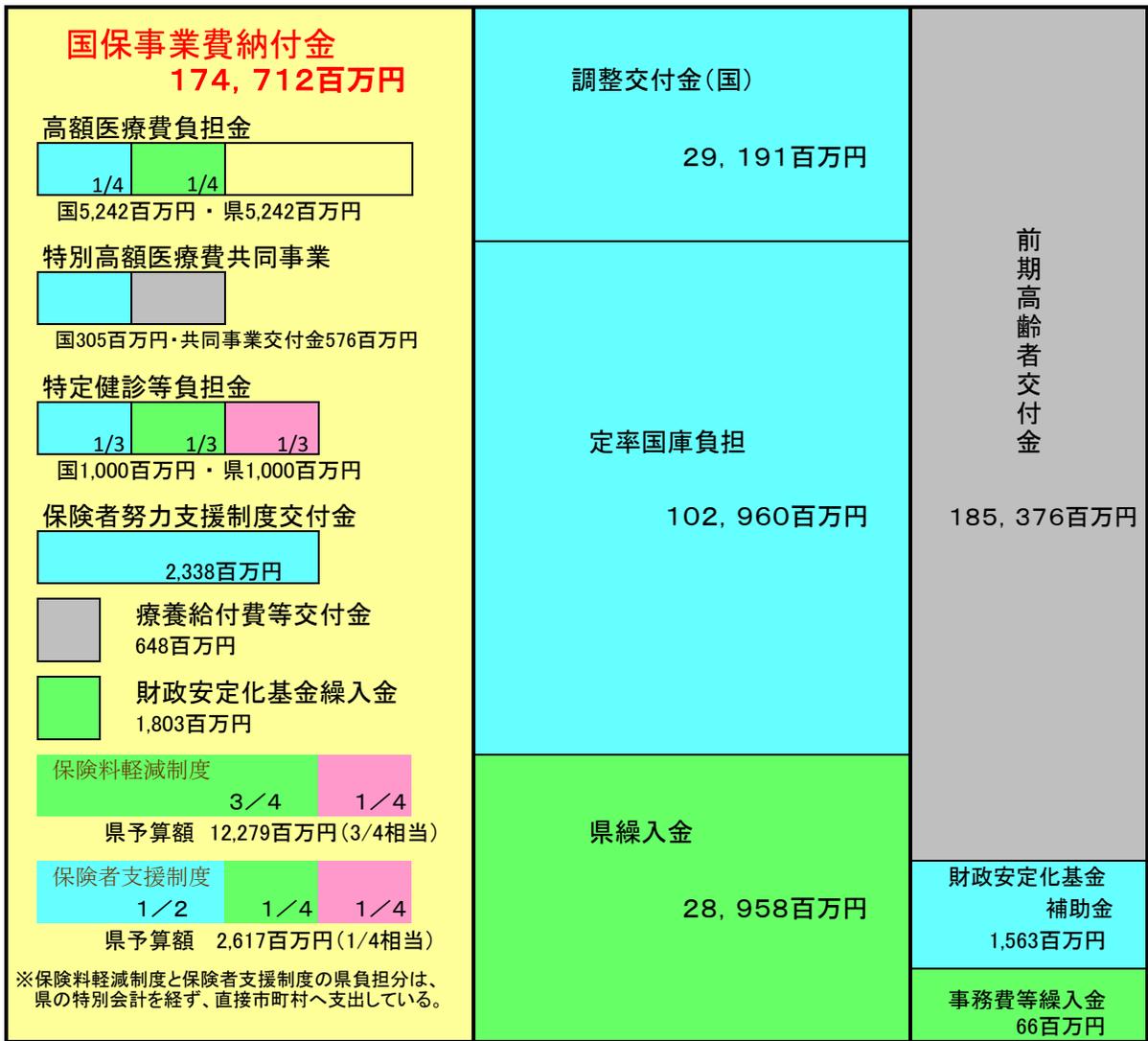
【財政安定化基金】

○ 貸付・交付分(2,000億円)
給付増や保険料収納不足により財源不足になった場合に備え、都道府県に基金を設置し、都道府県・市町村に対して貸付・交付を行う。

○ 激変緩和分(300億円)
平成35年度までの間、新制度の円滑な施行に必要な資金として活用可能。

特別会計国民健康保険事業の姿 (千葉県平成30年度当初予算(案))

歳入: 540,980百万円



※保険料軽減制度と保険者支援制度の県負担分は、県の特別会計を経ず、直接市町村へ支出している。

凡例 国: [青] 県: [緑] 市町村: [紫] 保険料: [黄] その他: [灰]

歳出: 540,980百万円

保険給付費等交付金	426,616百万円
後期高齢者支援金	81,985百万円
介護納付金	29,867百万円
前期高齢者納付金	306百万円
特別高額医療費共同事業拠出金	576百万円
財政安定化基金積立金	1,563百万円
その他	67百万円

財政安定化基金の造成見込み

	本来目的分	激変緩和分	H30・H31 充当分
H27増減	10億円	—	—
H28増減	21億円	—	—
H29増減	56億円	15億円	26億円
H30増減	16億円	▲5億円	▲13億円
H30末時点	103億円	10億円	13億円

※H29以降は見込額

被保険者数の見込み: 1,457千人

世帯数の見込み: 895千世帯